

# 令和5年度第1回

## 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

### 議 事 録

日 時：2023年7月31日（月）午前10時開会  
場 所：WEST19 2階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（高田食の安全推進課長） 皆様、お忙しいところをありがとうございます。

片桐委員からご連絡がありまして、少し遅れて来られるということで、それ以外の方はおそろいになられましたので、時間前なのですけれども、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから令和5年度第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催いたします。

本日は、大変お暑いところ、また、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、冒頭の進行役を務めさせていただきます札幌市保健所食の安全推進課長の高田でございます。よろしくお願いいたします。

本日の終了時刻は11時30分を予定しておりますので、皆様、円滑な進行へのご協力のほど、お願いいたします。

さて、この会議は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例第26条に基づきまして市長の附属機関として設置されたものでありまして、本日は今年度第1回目の会議でございます。集合形式での開催がコロナの関係で4年ぶりとなります。本当に久しぶりだなというような状況です。

続きまして、委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

この会議は、札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則第4条第3項の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことになっております。ただいまご出席の委員の皆様が12名、この後に1名が来られ、13名になりますので、委員総数17名の過半数に達しており、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日あいにく欠席されております委員は、市民公募委員の篠原委員、札幌市農業協同組合の曾我委員、一般社団法人札幌市食品衛生協会の中岡委員、株式会社ラルズの廣瀬委員の4名となっております。

また、事務局には関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、この会議の公開及び非公開につきましては、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に従い、この会議においてあらかじめ決定することとなっております。この会議につきましては、従前どおり公開とさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

また、この会議の会議録も、先ほどの附属機関の要綱に従い、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定ですので、ご承知おきをいただきたいと思います。

## ◎挨拶

○事務局（高田食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、札幌市保

健所食の安全担当部長の伊東よりご挨拶を申し上げます。

○伊東食の安全担当部長 皆様、お疲れさまでございます。ただいま紹介にあずかりました札幌市保健所食の安全担当部長の伊東です。

本日はお暑いございますので、お召し物、ジャケットはお暑かったら脱いでいただき、お気軽な過ごしやすい格好で参加していただければと思います。

本日は、大変暑い中、そしてまた、お忙しい中、このようにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催するに当たりまして、ご挨拶申し上げます。

ご承知のように、新型コロナ感染症により、ここ3年ほど、このような会議を行うことができず、書面での会議となっておりました。しかし、今年5月に新型コロナ感染症が5類となりまして、皆様の就任以来、初めてこのような参集型の会議ができるようになりました。また、日常の生活にやっと戻りつつあるのかなと実感しているところです。

これまで、この推進会議では、書面会議ではありましたが、札幌市の食品衛生行政について皆様からご意見やご提言を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、皆様方が委員に就任して最初で最後の参集型会議となりますが、議題を三つほど用意しております。二つは報告事項で、一つ目は令和4年度の食品監視の指導計画の実施結果、そして、二つ目は食のまち推進計画の実施結果です。そして、三つ目ですが、現在実施しております食のまち・さっぽろ推進計画が令和6年度いっぱい終了し、2年後の令和7年度からは第3次となるわけですが、それに向けまして、今後、第3次の新しい計画をどのように作っていくのかというスケジュールを皆様方に本日はお示ししたいと思います。

本日は、会議に先立ちまして、事前にご質問やご意見をいただいておりますので、これらへの回答が中心になるかとは思いますが、せっかく皆様がお集まりでございますので、事前のご質問やご意見以外にも、その場で気づいたこと、関連事項がありましたら、忌憚なくご発言をいただければ幸いです。

最後になりますが、現在委員を務めていただいております皆様方におかれましては、2年間の任期ということで、ちょうど本日、7月31日で任期切れとなります。この2年間、特殊な状況下でしたが、皆様方から貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日の会議、どうぞよろしく願いいたします。

#### ◎委員の変更等

○事務局（高田食の安全推進課長） 続きまして、委員の変更についてご説明させていただきます。

今回、3名の委員の方が変更となりましたので、ご紹介いたします。

一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の高橋委員が人事異動されまして、後任をされております片貝様に委員が変更となりました。

片貝様、ご起立をいただけますでしょうか。

○片貝委員 市場協会の片貝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高田食の安全推進課長） 続きまして、スイーツ王国さっぽろ推進協議会の土井委員が人事異動されまして、後任をされております古谷様に委員が変更となっております。

○古谷委員 スイーツ王国さっぽろ推進協議会会長の古谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（高田食の安全推進課長） 最後に、一般社団法人札幌市食品衛生協会の田辺委員が人事異動されまして、後任をされております中岡様に委員が変更となりました。

なお、先ほどご説明させていただきましたとおり、中岡様は本日欠席ですので、ご了承をいただきたいと思っております。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

ご確認をいただきまして、不足などがございましたら事務局にお知らせいただきたいと思っております。

本日お配りしております資料といたしましては、まず、配付資料一覧、次第、座席表、委員名簿となります。次に、関係法規及び会議資料としまして、まとめてホチキス留めになっておりますけれども、札幌市安全・安心な食のまち推進条例と札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則、続きまして、各委員に事前配付させていただき、本日お持ちいただけるようにご案内しておりますものですが、資料1の令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果という冊子、資料2の令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果の冊子です。

お持ちでない方がいらっしゃればお知らせをいただきたいと思っております。

お二方につきましては、今、事務局からお渡しをさせていただきます。

続きまして、資料3になりますけれども、次期推進計画策定に向けたスケジュール等についてというものです。

それから、資料1-2というもので、令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果の補足内容というものがあります。少々細かいデータとはなりますが、補足資料としてご用意をさせていただきました。

本日の資料は以上ですが、不足等はございませんでしょうか。

特にお声がないようですので、それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご発言につきましては、挙手の上、お近くのマイクをご使用願いたいと思っております。

また、これ以降の会議の進行は曾根会長にお願いしたいと存じます。

曾根会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○曾根会長 皆さん、こんにちは。北海道大学の曾根と申します。

自身では食品衛生そのものの研究はあまりしていませんけれども、微生物が専門です。現場のことがあまり分からない状況もありますけれども、会長を引き受けさせていただきました。円滑な進行に努めたいと思います。

なお、今回、皆さんと初めて顔を合わせることになりました。最初で最後ということですが、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に参ります。

本日の議題は、1の令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画の実施結果について、2の令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果について、3の次期推進計画策定に向けたスケジュール等についての3点になります。

それでは、議題1の令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画の実施結果について、事務局から説明をお願いします。

なお、事前に各委員から募集していただいていた質問等についても事務局から回答していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（新妻食品保健係長） 食の安全推進課食品保健係長の新妻でございます。

それでは、令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画の実施結果についてご説明させていただきます。

お手元の資料1-1をご覧くださいなのですが、かなりボリュームがありますので、本日は一部抜粋しての説明とさせていただきます。また、事前に委員の皆様からいただいたご質問への回答については各項目の説明の後にご報告させていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。

IVの監視・指導の実施のIV-2の実施事項について、重点的に実施した事項を中心に説明させていただきます。

まず、一つ目は、食中毒対策の徹底です。

(1)は、アニサキス食中毒への対策です。

アニサキスによる食中毒の発生を防止するため、魚介類を取り扱う飲食店や魚介類販売業者1万2,908施設に対し、文書を送りまして、例えば、入荷後、速やかな内臓の除去、魚介類を未加熱で提供する場合には冷凍処理を施すなどを記載した文書を発送しております。また、立入り件数としては延べ3,269回となっております。

(2)は、カンピロバクター食中毒への対策です。

食肉を原因とするカンピロバクター食中毒の発生防止のため、焼き肉店や焼き鳥店、食肉処理施設など、9,150施設に対し、文書による注意喚起、そして、立入検査を延べ479回実施しております。

(3)は、ノロウイルス食中毒への対策です。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、市内ではノロウイルスを原

因とする食中毒は減少していますが、引き続き、ノロウイルスによる食中毒発生防止を目的として、飲食店や集団給食施設など、7,507施設に対して、文書による注意喚起、そして、立入検査を延べ295回実施いたしました。

(4)は、野生鳥獣肉、いわゆるジビエによる食中毒への対策です。

野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、野生鳥獣肉を取り扱う飲食店や食肉処理業者2,015施設に対し、文書を送りまして、枝肉などを解体する場合は食肉処理業の許可を受けた施設で行うこと、飲食店が枝肉などを仕入れる場合は食肉処理業の許可を受けた施設で処理された肉を仕入れること、生または加熱不十分な状態での提供は行わないことなどを記載した文書を発送しております。また、立入り件数は延べ44回となっております。

続いて、二つ目としまして、7ページにあります持ち帰りや宅配、通信販売等を行う事業者への監視指導になります。

ここ数年増加しているテイクアウトなどの持ち帰りや宅配、通信販売を行う事業者382施設に対し、文書による注意喚起、そして、立入検査を延べ616回実施しております。

三つ目としましては、観光客向け施設、大規模イベントの関係施設に対する監視指導です。

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、市内観光客の減少、イベント中止が続いておりましたが、令和4年度は市内各所で多くのイベントが開催されました。数年ぶりの再開ということもあり、食のイベントで提供される食品の安全確保のため、イベントの計画段階から、実行委員会等の主催者に対し、例えば、HACCPに沿った衛生管理を実施することなどの指導を行いました。また、施設に対する立入検査では、食品の適切な取扱いについての監視指導や、長期間開催されるイベントでは会場で提供されていた食品8検体の収去検査を実施しております。

ページをめくっていただきまして、四つ目としましては、流通食品の収去検査による安全確認です。

関連資料は、19ページ、20ページに掲載しておりますが、市内に流通する食品の安全性を確認するため、食品衛生法などにに基づき、食品販売施設や製造施設からサラダやあえ物などの総菜、菓子などについて、細菌検査など、収去検査を749検体行っております。

これらの検査の結果、昨年度は2件の違反検体が出ております。1件目は、市外で生産された野菜が農薬の使用基準を超過していたということで、生産者を所管する自治体へ結果を通報しております。2件目は、市内製造施設で製造された菓子類の表示違反となっております。これは、食品表示にない特定原材料が検出されていたということで、製造施設に対して是正を指導したものでございます。

続きまして、9ページのIV-3の食中毒等健康被害発生時等の対応です。

こちらは、食中毒の対応、市民の皆様からの相談への対応についてまとめたものです。

まずは、食中毒発生時の対応ということで、関連資料を21ページに掲載しておりますが、令和4年度の食中毒発生件数は19件で、患者数は22名、死者数は0名でした。病因物質別では、近年はアニサキスによる食中毒が最も多い状況が続いているのですが、9ページの表にもありますとおり、令和4年度は最も多く、アニサキスが18件発生しておりました。食中毒を疑う情報を探知した際は、原因と推定される施設への立入検査等を迅速に行い、原因施設として断定した場合は再発防止のための施設の消毒や食品の適正な取扱いなどを指導しております。

次に、市民相談への対応です。

関連資料として22ページにも掲載しておりますが、令和4年度に市民の皆様から寄せられた相談件数は868件で、そのうち、一番多いのは有症の相談、いわゆる腹痛や下痢をしたというご相談です。次に多いのが鑑別という相談で、これは山菜やキノコのご相談です。その次が異物混入という順になっております。このような市民の皆様からのご相談については、原因究明のための調査などを行い、施設に原因があった場合には再発防止や衛生管理の徹底などを指導しております。

以上がIVの監視・指導の実施についての説明となります。

次の項目の説明に入る前に、委員の皆様から監視指導の実施についての内容に関し、事前にいただいたご質問に対する回答を報告させていただきます。

まずは、太田委員からいただいた監視指導についてのご質問です。

6ページ上段にあります重点監視指導対象施設の監視・指導について、年2回以上、年1回以上、2年に1回以上の達成率は全て70%以下であり、達成率が低いこと、また、7ページの下の方にあります一斉監視について、夏期と比べて年末の監視件数が低いことについての理由と今年度の改善方法がありますでしょうかという内容でした。

こちらについての回答ですが、令和4年度は感染症対策部署への職員派遣や市中の感染状況を考慮しながらの監視指導を実施しておりました。また、一斉監視については、夏期は市内の新型コロナウイルス感染症の陽性者数はそれほど多くはなかったものの、年末期間は陽性者の冬のピークであったため、夏に比べて監視件数が低くなっております。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことからコロナ以前と同じ規模での監視指導を実施していく予定でございます。

次に、大野委員からいただいた6ページの2の食中毒対策の徹底についての2点のご質問でございます。

1点目としては、エゾシカなどの野生鳥獣肉について、小規模事業者を含めて取扱いが増えていく中、狩猟、加工、販売に至るまで、より厳格な衛生管理が必要と考えられますが、食中毒対策の徹底として飲食店にどのような注意喚起や立入検査を実施したのでしょうか、また、北海道では食肉処理の安全性を保證する認証制度を設けているようですが、札幌市と連携をしていますでしょうかというものです。

2点目に、全国的に豪雨などの災害が相次いでおり、被災者の自炊や避難所の炊き出し、

救援物資の受入れや保管といった各場面で食中毒予防を図るための対策はありますでしょうか、実際、2016年の熊本地震発生時、避難所で提供されたおにぎりを原因とした食中毒が発生しています、東京都などでは独自にマニュアルを作成しているケースもあるようですがという内容でございました。

こちらについての回答です。1点目についてですが、厚生労働省が定めた野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に基づいて、十分な加熱調理や、器具、容器の適切な消毒などについて指導を実施しております。そのほか、本市が独自に作成したリーフレットや厚生労働省が作成したリーフレットの配布も実施しております。また、市のホームページに野生鳥獣肉を食べるときや提供するときの注意事項について掲載し、啓発を行っております。

北海道のエゾシカ肉処理施設認証制度については、現在、札幌市内に認証を受けている施設がないことから、特段、連携をしておりません。しかしながら、食中毒対策としては、北海道及び道内の他保健所設置市で広域連携協議会を設置し、連絡体制の整備及び情報の共有等を実施しております。

2点目についてですが、市の危機管理局が策定した避難所運営マニュアルと厚生労働省の避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン等に基づいて、食料保管時の適切な温度管理や期限管理、十分な手洗いなどにより、食中毒予防を図っております。

続きまして、皆川委員からいただいた5ページから9ページまでの監視指導に関する4点のご質問でございます。

まず、1点目は、5ページの違反発見数について、17ページにあります関連資料の表1と表2の内容を踏まえた分析結果について、続いて、2点目の質問が7ページのイベントも含めた指導検査、監視指導の実施件数について、3点目は8ページの収去検査以外の検査結果について、最後に、4点目が9ページの市民相談対応で施設に原因があった件数とその内容についてでございました。

これらについての回答です。まず、1点目についてですが、5ページの違反の内容としましては、消費期限切れ食品の陳列、加熱不十分な鶏肉の提供、手洗い設備の不備などがあり、文書や口頭での指導を実施いたしました。

2点目についてですが、7ページのイベント等に関しましては、臨時営業許可1,677施設に対して、指導検査、監視指導を実施いたしました。

3点目についてですが、8ページの収去検査以外の検査結果につきましては、配付資料1-2の監視指導計画実施結果の補足資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただければと思います。

最後の質問の4点目についてですが、9ページの市民相談について、施設調査の結果、必ずしも施設が原因であったと断定できない場合であっても、必要に応じて助言等の対応を行うことがあることから、相談868件のうち、施設に原因があった数を個別に集計してはおりません。

なお、食品への異物混入、無許可営業、表示欠落等に関して指導助言等を実施いたしました。

以上がⅣの監視・指導の実施に関し、事前にいただいたご質問への回答となります。

続きまして、10ページをご覧ください。

Vの事業者の自主的取組の推進について、重点的に実施した事項となります。V-1の自主的な衛生管理の実施に関する指導の1のHACCPに沿った衛生管理の導入・運用支援についてご説明させていただきます。

平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、新たに食品の製造や加工等を開始する事業者は、HACCPに沿った衛生管理を自ら行うことが義務づけられました。このため、事業者が営業開始時からHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう、事前相談時などの機会を利用して、各食品業界団体が作成した衛生管理の手引書を参考に、導入に向けた指導を行いました。

また、事業者に向けて、食中毒予防対策や食品の適正表示、HACCPによる衛生管理等に関する講習会を延べ8回実施しまして、227名の方にご参加をいただいております。

また、HACCPに沿った衛生管理に関する内容を盛り込んだ食品衛生責任者を対象とした食品衛生責任者実務講習会を延べ16回実施しまして、157名の方にご参加をいただいております。

以上がVの事業者の自主的取組の推進についての説明となります。

続いて、委員の皆様から事業者の自主的取組の推進についての内容に関し、事前にいただいたご質問に対する回答を質問内容の事業を担当しております各担当係長から報告させていただきます。

○事務局（全先食品安全対策担当係長） 食品安全対策担当係長の全先と申します。よろしくお願いたします。

まず、11ページのさっぽろHACCPについて、太田委員よりご質問をいただいております。HACCPの考え方にに基づき、衛生管理が義務化されており、審査手数料を徴収して制度を継続させる意義について、また、登録数は伸びているのかという点についてのご質問になります。

まず、さっぽろHACCPについては、従前、施設のHACCP導入を後押しするための評価制度とHACCPに基づく衛生管理を一定水準以上で行っている施設等を審査により認める認証制度というものにより構成していたところです。

先ほどの10ページの説明でもあったように、先の食品衛生法の改正によってHACCPに沿った衛生管理が食品営業者の義務となりましたので、さっぽろHACCPも同時期に見直しを行ってございまして、施設へのHACCP導入を目的としていた評価制度については廃止したところです。

一方で、食品衛生法では、各施設の衛生管理の水準を第三者機関が認証するという仕組みはありませんので、認証制度については継続することとしまして、引き続き、市内で提

供される食品の安全性の向上を図っているところです。本制度は、認証を受けたいと希望する事業者が自らの判断で申請するものとなっておりますので、受益者負担の考え方から、審査手数料を負担していただいているところです。

なお、現在の登録施設は360施設となっております。令和3年度に3施設、令和4年度に1施設、今年度、6月に開催された審査会で1施設が新規認証を受けておりまして、そのほか、新たな事業者からも認証の相談がされております。

○事務局（石田調整担当係長） 調整担当係長の石田と申します。

皆川委員より、11ページの事業者の自主的取組の支援についてご質問をいただいております。内容としましては、各制度・事業の令和4年度の実績件数は何件でしょうかという内容でございます。

こちらにつきましては、資料1-2の令和4年度監視指導計画実施結果の補足内容のほうに記載させていただいております。一番下のp11の各事業の令和4年度実績数及び累計数というところです。それぞれ、さっぽろHACCPが1件、推進協定事業が1件、おもてなしの店推進事業が5件となります。

続きまして、片貝委員より、Vの事業者の自主的取組の推進について、同じくご意見をいただいております。ご質問内容としまして、この項目は保健所が事業者に対して働きかけて支援を行った事案を主体として記載されていると思いますが、自治基本条例の基本理念に基づきますと、まちづくりに参加する事業者自らが行っている先見的な取組や工夫改善の事例を加えるともっと奥行きのある深い内容になるのではないのでしょうかというご意見でございます。

こちらは、ご意見いただいたとおり、まちづくりの主体である市民と事業者の相互理解の促進を図るためには、事業者が行っている取組を調査し、積極的に市民にPRしていくことが重要であると考えますので、次年度の監視指導計画や推進計画の実施結果作成の際にはいただいたご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

○事務局（新妻食品保健係長） 以上がVの事業者の自主的取組の推進に関し、事前にいただいたご質問への回答となります。

実施結果については一部抜粋して説明させていただきました。その他の部分については後ほどご覧いただければと思います。

令和4年度の札幌市食品衛生監視指導計画の実施結果につきましては以上です。

○曾根会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か追加でご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

○片桐委員 8ページの流通食品の検査で、収去検査を行っていただいて、野菜の農薬や菓子の表示について違反を見つけていただいたということだったのですが、農薬など、結構幅広くいろいろな検査をしていただいていると検査結果から分かりました。

例えば、海外からの輸入食品に関し、豚肉などのホルモン剤など、そういう海外では使

われていて日本では禁止されている農薬やホルモン剤、ほかの添加物などに関し、どのぐらい気にして検査していただいているのかが気になっております。

よろしく願いいたします。

○事務局（高田食の安全推進課長） 農薬につきまして、添加物もそうですけれども、まず、基本的には食品衛生法に基づく基準があり、一定量以上が検出されますと健康被害が出るようなものにつきましては幅広く検査を行っているところでございます。ただ、ホルモン剤のほうにつきましては、今持っているデータではすぐにお答えできないので、また改めて情報提供をさせていただければと思います。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 補足でございます。

お手元の資料の20ページをご覧くださいませでしょうか。

表4がいわゆる輸入食品の収去検査結果になっております。

今、片桐委員から、輸入食品に関し、農産物、そして、肉類についてのご質問がありました。

農産物の残留農薬につきましては、表の真ん中ぐらいでしょうか、残留農薬等ということで32検体ほどやっております。

一方で、動物用医薬品、いわゆるホルモン剤等、これは日本では検出されてはならないという基準になっていますが、札幌市では動物用医薬品の検査は実施しておらず、0件で、検査項目として入っていないのが現状です。

この背景についてです。確かに、輸入食品が急増していた平成2年ぐらいまでは、輸入食品に対して社会的関心も高かったことから、札幌市も多くの検体を検査していたのですが、現在は、国でやっています検疫所、水際検査である程度の検査がやられていること、また、輸入食品には輸出国からの衛生証明書をつけており、その安全性を担保しているということで、札幌市でやる収去検査は、最近は、市内で製造している食品や市内で大量に流通している国内食品を中心に収去するというように考え方がシフトしているのが現状でございます。

○片桐委員 では、外食などでは、肉類など、輸入の食品もかなり使われていると思いますが、それらについても国の検査のほうでということになりますでしょうか。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 例えば、ステーキハウスへ行きましたら、牛肉が使われているということがありますが、実態としては、札幌市でそのようなものを収去し、いわゆる動物用医薬品の検査をする、抗菌剤の検査をするというようなことはやってはいないということです。あくまでも、国が、税関、検疫の段階で、相手国からの輸出証明書等によって安全性を確認しているというのが現状です。

○曾根会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

○皆川委員 先ほど事前意見に対する回答があったのですが、その事前意見、質問等に関連し、資料の文言が書き換わる部分はあるのでしょうか。

○事務局（高田食の安全推進課長） こちらの資料につきましては監視指導計画の結果と

いう形で取りまとめてございまして、この形で出させていただきます。

今回、補足資料としてご用意させていただきましたものにつきましては、皆川委員等、委員からいただいたご意見を反映したデータとして取りまとめさせていただいております。

○皆川委員 ということは、変わらないということですか。

○事務局（高田食の安全推進課長） 一部、補足として加えさせていただいております。言うなれば、資料編といえますか、資料が加わったというような理解をしていただければと思います。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 皆川委員がご指摘されたのは、監視指導計画の冊子について、皆川委員等のご意見を踏まえ、内容に変更があるのかというご質問ですよね。

端的にお答えしますと、これは既に市民公表したものですので、変わることはございません。ただ、そのようなご意見がありましたので、次年度以降、来年度の報告書の作成の際にどのような数字の書き方が適正なのかというところで考慮したいと思っています。

一方、今はD X、デジタル推進などがされていますので、紙媒体として載せる情報とホームページなどで載せる情報をうまく使い分け、詳細な部分はホームページにするなど、そういう工夫をさせていただきたいと思いますが、これはもう報告したもの、公表しているものなので、差し替わりはございません。

○曾根会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○曾根会長 それでは、議題の2番目に参ります。

令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果について事務局から説明をお願いします。

なお、事前に各委員からいただいていた質問等についても事務局から回答していただきたいと思っています。

○事務局（石田調整担当係長） 調整担当係長の石田でございます。

それでは、令和4年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果についてご説明いたします。

資料2の第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画実施結果の冊子をご覧ください。あわせて、一部、補足して写真等もご紹介いたしますので、スライドのほうも適宜ご覧いただければと思います。

冊子の2ページからご説明いたします。

令和4年度の主な取組内容について順番にご説明させていただきます。

まず、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議です。

こちらは、平成25年に施行されました札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づいて、17名の委員で構成される推進会議を市長の附属機関として設置しております。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年10月14日及び令和5年の1月31日に書面会議として実施させていただきました。主

に監視指導計画の次年度計画について、また、監視指導計画の実施結果について、同じく食まち推進計画の実施結果についてご意見をいただいております。書面にもかかわらず、皆様、多数のご意見をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、2番目はさっぽろ食の安全・安心推進協定事業です。

この事業は、衛生管理という面で、食の安全・安心に積極的に取り組む事業者、企業ごとに、さらにこういうところを特に重点的に取り組んでいきますよというマイルールを設定してもらっております。これに基づいて日頃の衛生管理に取り組んでもらう、さらに、札幌市と協定を締結することで、札幌市側としては、そのマイルールについて広報やイベント等で広く市民に周知し、その事業者の取組を市民の皆様知ってもらうことを目的としております。協定締結数は441件で、累積値は512件となっております。

続いて、冊子の3ページになります。

各種媒体を活用した情報発信事業です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の間、集客型のイベントを中々実施できませんでしたので、それによらない手法で、幅広い世代の方に食の安全に関する情報を届けることを目的とし、例えば、札幌市の劇場において食中毒予防に関する15秒CM動画を3回放映しました。市内の劇場には多数の市民が来場され、数万人の市民にそういった動画を見ていただいております。

また、市内を走行する路線バス200台の車内において、これは後ほどおもてなし事業のところでご説明するのですが、食の安全・安心おもてなしの店という内容の事業についての周知を行っております。

さらに、30代以下の若い世代がよく購入されているタウン誌で月間porocoという雑誌があるのですが、そちらにおいて、季節に応じた食中毒予防に関する広告や広告漫画を掲載しております。

この他にも、札幌市の公式ツイッターやLINE等を活用し、食中毒予防の啓発を実施しております。

続きまして、4番目になります。

大型イベントを活用した食の安全・安心PR事業です。

コロナ禍前ですと、オータムフェスト等に協定締結事業者の方を招き、マイルールのご紹介にプラスし、出店の補助をさせていただいたりしていたのですが、コロナ禍の間は、オータムフェストのガイドブックに食中毒予防の記事を掲載したり、おもてなし事業の紹介記事を掲載したりということを行っております。

続きまして、食のまち・さっぽろフェストinチ・カ・ホです。

例年、市民に食の安全・安心についてのきっかけづくりを行う、あるいは、関心を高めってもらうために、大通の地下歩行空間におきまして、食のまち・さっぽろフェストという一大イベントを開催しております。

このイベントでは、協定締結事業者やおもてなしの店の登録事業者を招致し、取組内容

を紹介したり、食まちマルシェというものになるのですけれども、物販の補助をしたり、また、さっぽろ食の安全・安心推進協定の締結式を行ったり、さらに、札幌市ではアレルゲンピクトグラムという絵文字を作っておりますが、その周知のために買物チェック体験コーナーでアレルギー表示を実際に見てもらったり、保育園児を招いて札幌市で作成したしろくま忍者の手あらいソングのダンスステージを実施したりということをやっております。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しております。ただ、今年度につきましては、1月末から2月初めぐらいに実施する方向で予定しておりますので、この場を借りてお知らせさせていただきます。

続いて、6番目はさっぽろ食の安全・安心市民交流事業です。

こちらは、事業者や生産者の食の安全に関する取組を市民に知ってもらい、相互理解を図るというものです。実際に市民に農場や食品工場を見学してもらい、事業者や生産者の方が食の安全・安心のためにこんな取組をしているんだよということを知ってもらうほか、意見交換を通して相互理解の促進を図っているものです。

令和元年度に北区にごじます山内農園で実施して以来、新型コロナウイルスの関係から令和4年度につきましても中止しております。こちらについてはまだ詳細は決まっておりませんが、令和5年度は実施を予定しております。

続きまして、さっぽろ子ども食品Gメン体験事業です。

子どもたちに我々食品衛生監視員の仕事を体験してもらって食の安全についての知識や理解を深めてもらうという目的の事業になります。

こちらの写真は、令和元年度に札幌市中央卸売市場で実施した様子で、合計で27組54名の親子にご参加いただいております。実際に、せり場でのマグロ解体の様子を見てももらうほか、手洗いチェッカーを用いた自分の手指の汚染状況の確認、市場検査施設において食品の検査体験などをしてもらっております。

令和4年度は新型コロナウイルスの関係で中止になりましたが、代わりに、中央卸売市場で実施しました市場マイスターツアーという事業の中で、手洗い教室を実施させていただきました。

こちらは、実際に手洗いをしてもらって、ATPという機械で手指の汚れが残っているかを確認している様子です。楽しそうに親子で手洗いをしてくれて、汚れが全然落ちていないねということで、正しい手洗い方法についてご説明させていただきました。

なお、今年度は、子ども食品Gメン体験事業を実施予定で、明日、8月1日に中央卸売市場において実施させていただきます。

続きまして、8番目は食の安全・安心おもてなしの店推進事業です。

こちらは、衛生管理が優良な飲食店等のうち、さらに一歩進んだ取組をしている、例えば、外国語メニューの記載をしたり、アレルギー表示をしたり、栄養成分表示をしている施設をおもてなしの店として登録してもらい、市民や観光客に広く周知をしております。

第2次食まち推進計画の指標にもなっておりまして、300件の目標のところ、現在は167件です。

例年、色々な手法で登録事業者を紹介しておりまして、先ほど申し上げました市内を走行する路線バス200台のピリカルという動画広告、札幌の生活情報誌poroco、札幌市で作成しているパンフレット等において紹介しております。

次に、実施結果の資料には載っておりませんが、食の安全・安心モニター制度というものがございます。これは、市民が買物や外食の機会に食品の表示や店舗の衛生管理状態をチェックし、札幌市に報告してもらうという事業です。こちらも、新型コロナウイルスの影響で令和4年度は中止していたのですが、今年度は既に委嘱式を行い、市民に委嘱するとともに、食品表示に関する研修会も併せて実施いたしました。現在、販売店等を利用してもらって気づいたところを報告していただいております。

資料に戻りまして、最後は手洗い・うがい普及啓発事業です。

札幌市で作成している、しろくま忍者の手あらいソングにつきまして、保育園や幼稚園等にCDやDVDを配付し、普及啓発に取り組んでおります。

また、令和4年度は、着ぐるみや手あらいソングの歌詞に基づいて作成した紙芝居等も活用し、手洗い教室は合計16回実施し、延べ434名の園児らに見てもらっております。

続きまして、ページを戻っていただいて、1ページの指標の進捗状況です。

合計八つの項目がございまして、大規模食中毒の発生件数、実務講習会の受講率、食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合、食育ボランティア数、イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数、「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合、観光客向け施設・大型イベントの監視件数、食の安全・安心おもてなしの店登録件数です。現状値が表の真ん中の数値となっており、目標値が一番右の列となります。

なお、この内容につきまして、太田委員と皆川委員から事前にご質問をいただいておりますので、併せて回答させていただきます。

コロナ禍の令和2年度と3年度の実績値の推移について、また、残りの期間が2年を切っている現在、数値から考えると目標の達成がなかなか厳しい項目もありますが、現時点における評価と残りの期間における展望、見通しについて教えていただきたいというご意見をいただいております。

こちらについて順番にご説明させていただきます。

まず、大規模食中毒の発生件数についてですが、令和2年度と3年度は共に0件で推移しており、4年度も0件でした。引き続き0件を維持すべく、大規模施設やイベント施設等に対して重点的に監視指導を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2番目の実務講習会の受講率についてですが、令和2年度は7.4%、令和3年度は10.1%で、令和4年度が5.8%とちょっと下がっております。令和2年度から4年度の間は、コロナ禍による影響もあり、受講率がなかなか伸びていない状

況でございます。ただ、令和5年度からはeラーニング形式の講習会を始めており、講習会の申込みから受講までをオンラインで受講可能になりましたので、利便性がとても向上しております。今後、営業許可の更新予定施設等に対して本件を周知し、積極的な受講を促していきたいと考えております。

3番目の食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合についてです。令和2年度と3年度はアンケート調査を実施していないので、数値が出ていないのですが、令和4年度に市民意識調査というものを実施いたしまして、当初値53.2%から62.6%ということで一定の向上は見られましたが、まだ目標値には届いていない状況です。今後、先ほどご紹介しました様々な形での情報発信等の取組を通して、食中毒予防や各事業の周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

4番目の食育ボランティア数についてですが、令和2年度は1,485人、令和3年度は1,280人、令和4年度は1,199人となっております。こちらは、市民の食品の安全性に関する関心度をはかる項目としまして、第3次食育推進計画で保健所の健康企画課という部署が定めている指標から引用した指標になりますが、コロナ禍の影響で活動自体が縮小しており、この数字にとどまっている状況です。当課としても、今後、各事業の再開や広報の強化によって食に関する市民の関心度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数についてですが、現状値が24回ということで、既に目標値を達成している状況です。コロナ禍においても様々な形でPR等を行いましたので、無事に指標を達成することができました。

続きまして、「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合についてですが、コロナ禍で観光客がほとんど札幌市にいられていなかったため、調査はまだ実施しておりません。計画最終年度において、観光客向けのアンケート調査を実施し、数値を出させていただく予定でございます。

続いて、観光客向け施設・大型イベントの監視件数についてですが、令和2年度は512件、令和3年度は794件、令和4年度は1,722件ということで、コロナ禍でイベントが中止となっておりますので、数値が中々伸びていない状況です。しかし、今年度は、市内で高校総体などの大型イベントが開催されますので、既に関係部局のほうで積極的な立入りを行っております。そのため、令和5年度は、ある程度、数値が上向くと考えております。

最後に、食の安全・安心おもてなしの店登録件数についてです。

現状値が167件、令和2年度と3年度は両方とも162件でした。目標値まで130件ほどございますが、現在、札幌市内のチェーン店等に事業のPRを積極的に行っております。また、この事業については、登録施設を様々な広報媒体を活用してもっとPRしていくなど、事業者側のメリットを創出し、引き続き指標達成に向けて尽力していきたいと考えているところです。

指標の進捗状況については以上でございます。

最後に、片桐委員からの質問についてです。

推進計画の6ページの2の事業者自主的取組の促進の4に食品等の安全性に関する学習とございますが、学生との連携による事業の実施、食生活改善推進員養成講座の開催など、食育に関する取組についてご質問をいただいております。

食育に関する取組が保健福祉局の担当となっておりますが、保健福祉局の考える食育には、地産地消や環境保全型農業でつくられた農産物を食べることで、また、指定添加物を摂取し過ぎないほうが良いといった考え方は含まれているのでしょうか、環境保全型農業や食育といった札幌の食の安全の未来に関わる事柄については、担当部局が違って、ぜひ、この会議の中で細かい実施内容や計画について意見が言える制度であってほしいということです。

まず、食育に関しては、我々、食の安全推進課ではなく、保健所の健康企画課が所管しておりますが、健康企画課からは、食育推進計画の中では地産地消の推進というものを主な取組として各種事業を展開しているという回答がありました。ただ、食育推進計画上は、環境保全型農業で作られた農産物を食べることや指定添加物を取り過ぎないほうが良いといった考え方に関しては含まれていないというのが現状です。

また、この場での細かいご意見ということですが、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画は、食の安全・安心の確保について、関係機関と連携を図りながら、食育や地産地消、観光客招致等のまちづくりにもつなげていこうというものになっております。このため、各事業を所管する部局とは定期的に会議等の場で意見交換を行っておりますので、いただいたご意見について情報共有をすることは可能です。

ただ、この食まち推進会議というものは、条例に基づき、食の安全・安心の確保をベースとした計画や取組についてご審議をいただくという位置づけで運営しておりますので、例えば、環境保全型農業についてこの場でご意見をいただくということは、会議の設置上の目的からはちょっと難しいということをご理解をいただきたいと考えております。

以上で私からのご説明を終了させていただきます。

○曾根会長 それでは、ただいまの説明に対し、ほかにご質問あるいは補足意見等はありませんでしょうか。

○片桐委員 先ほどはご回答をありがとうございました。

安全・安心な食のまち・さっぽろということで、今回、会議に参加させていただいて、環境保全型の農業もそうですし、今後の札幌市の食の安全に関しまして、今、様々な気候変動や戦争のリスクなどがある中、食の安全を未来にわたって確保していくということで、SDGsですとか、持続可能な農業だったり、畜産・酪農・漁業だったりの重要性が今まで以上にとても高まっているかと思えます。

その中で、先ほど、チ・カ・ホでのピクトグラムはアレルギーのものとかでありましたけれども、今、持続可能な漁業や有機農業などに関する様々なピクトグラムが市場でも出

てきておりますので、ぜひ、札幌市の安全な食に関してもそういったものを取り入れていただけたらと思っております。

今後に関しての意見です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（石田調整担当係長） ご意見をいただき、ありがとうございます。今後の計画策定の際の参考とさせていただきたいと思ひます。

○曾根会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

○皆川委員 皆川です。

議題1の監視指導計画の実施結果も含めてのことです。

最初に資料をいただいて意見、質問を出すときは、字面や体裁といったことに気が向いていまして、根本的なというか、大本のところで疑問がその後湧いてきたので、その部分をお伺ひしたいと思ひます。

これは、単年度ですけれども、二つとも実施結果の報告ですけれども、そもそも誰に何を伝えようとしているものなののでしょうか。ちょっと漠然としており、お答えしづらいかもしれないのですけれども、具体的に誰にどんなことを伝えたいのか、あるいは、狙いがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○事務局（高田食の安全推進課長） まず、分かりやすいところとしまして、今回の資料の中に札幌市安全・安心な食のまち推進条例という条例があるのですけれども、こちらに理念と申しますか、基本的には、札幌市において食の安全・安心なまちづくりをしていくということが一番大きなポイントになろうかと思ひます。

その中で、具体的にどういったところと連携し、それに向けてやっていくか、あるいは、どういった取組をしていくかを具体化していくのが今回あります推進計画、あるいは、今日ご報告させていただいております監視指導計画の実施結果です。これは、実際に前年度はこういったことに取り組んできたということを進捗状況として市民に、場合によっては道民もそうだと思いますけれども、さらには事業者の方々に知っていただくため、公表を行っている、そのように捉えているところです。

○皆川委員 次年度に向けての話ですが、この二つの報告書を見させていただいたところ、何を何件やりました、どこどこでイベントをやりました、何人来ました、そういう事実の羅列なのですね。

難しいとは思ひますが、ぜひもうちょっと踏み込んでいただいて、例えば、事業者にさらなる緊張感を持って食品管理に当たってもらうため、それなりの文言を分析結果として記す、あるいは、市民は食品表示のラベルに関心を持って見てくださいねみたいな、そういったことを狙いとするような文言を付記するとか、誰に何を訴えたいのだ、これを訴えたいということのを頭に置いて取りまとめていただくといいのかなと思ひます。

苦勞され、データを整理されていると思ひますが、そこを付加していただくとさらに有益なものになっていくのではないかと思ひますので、ぜひ次年度以降の報告に向け、ご検討をいただきたいと思ひます。

○事務局（伊東食の安全担当部長） おっしゃるとおりだと思います。

今回は実施結果の報告ということですが、長いスパンで考えますと、まず、計画策定が一つあります。計画を策定し、その結果をご報告するという位置づけで、その結果をご報告するのが今回の議題でした。ですから、計画策定のとき、まず、前年度の実施結果を踏まえ、どういうことをもっとやってほしいのか、どういうところを市民にアピールしていきたいのかという視点を持って計画策定を考えていくのが一つの大事なポイントだと思います。

なお、次期計画につきましてはこの推進会議でも諮らせていただきますし、計画の案の段階で、パブリックコメントということで、市民の皆様にお知らせし、ご意見を頂戴いたしますが、まず、計画をつくる段階でそういうエッセンスをしっかり入れていこうとする事務局側の心構えが大事だなと考えさせていただきました。

あわせて、結果につきましては、これまではそれに対してどうやったかという、いわゆる行政の活動史といえますか、こんな活動をしましたという指標や数字の羅列、あるいは、アウトプット数字だけだったので、そこをどのようにしていくのかというのは今後の課題として事務局に預らせていただき、ご意見をちょっとでも考えて反映できるようにいろいろと勉強させてください。よろしく願いいたします。

○曾根会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○曾根会長 では、今出てきました次期推進計画策定も含まれております、議題の3番目の次期推進計画策定に向けたスケジュール等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（石田調整担当係長） 調整担当係長の石田でございます。

続きまして、私から次期推進計画策定に向けたスケジュール等について説明いたします。

資料3のA3判でお配りしている資料をご覧ください。

冒頭で食の安全担当部長の伊東からも話しましたが、食まちの推進計画につきましては、令和6年度が第2次計画の最終年度に当たっておりまして、令和7年度から第3次計画に移行します。それに当たりまして、今後の大まかなスケジュール等について簡単にご説明させていただきます。

まず、左側に現状の施策の柱という2本立てがありまして、その一つ右の列に基本施策（現行）とございます。基本的に、この六つの基本施策に基づき、各種事業を展開しております。

ここから今後の次期計画に向けてどう動くかですが、まず、令和5年8月から10月、この推進会議が終わった後から関連部局向けの事業調査と事業者向けのアンケート調査を実施する予定です。

先ほど申し上げましたとおり、食まちの推進計画は、安全・安心をベースとしながら、まちづくりの発展にもつなげていくということで、ほかの事業における各種取組や今後の展開も書かせていただいております。そして、基本施策の青色で記載されている部分が、

厳密に言うと保健福祉局食の安全推進課以外が担当しているものになるのですが、その令和7年度以降の関連部局の動きを調査する予定です。

なお、他部局の事業の動きについては、まちづくり政策局で策定中である第2次まちづくり戦略ビジョン、これは札幌市全体のまちづくりを今後10年でどうしていくかというものです。そのビジョンに基づき、具体的な財政計画やどういうふうに事業を展開していくかという、アクションプラン2023を定めるべく、現在、各部局が作業を進めているところです。この関連部局の事業の動きを調査いたします。

続きまして、事業者向けアンケート調査です。

こちらは第2次計画策定時にも実施しているのですが、今後の施策展開につなげていくため、事業者では今何に困っているか、あるいは、こういうことを札幌市にしてほしいということ調査するために行っております。

実は、前回の第2次計画策定時の調査では、ランダム抽出で5,000件、また、食まち関係の登録事業者500件、合計5,500件近くの事業者に調査をしたのですが、回収率が10%ちょっととあまり伸びなかったため、今回は少し内容を絞った上で実施したいと考えております。

具体的に申し上げますと、衛生管理の面ではHACCPです。

法改正によりまして、行政側の条例等による指導から、事業者側で策定した衛生管理計画に基づいた自主管理という方向にシフトしております。法改正からこれまで5年間、監視指導計画や第2次計画において行政からHACCPに沿った衛生管理の推進を行ってきたのですが、現状の事業者の実施状況や事業者側の目線でこういうところがやっぱり取り組みにくいんだよねといった理由も少し調査したいと思っております。プラスアルファで、行政としてどういった指導を今後したらよいかなど、人材育成に向けての一助としたいと考えております。

二つ目がコロナ禍前後の変化です。

感染症を経て、手洗いの意識が市内事業者を含めて大分強くなったかなと考えております。そういった意識があるうちに、それを持続するための施策を打っていきたいと考えておりまして、例えば、しろくま忍者の手あらいソングなんかを活用し、もっと幅広い世代に普及啓発できないかなと考えているところです。

また、人材不足で、なかなか衛生管理に手が回っていないという状況も聞いておりますので、そういったことも併せて調査したいと考えております。

3番目は、広報、情報提供です。

こちらは、食品にかかわらず、ここ数年で情勢が一番変わったものと考えておりまして、SNSやITの普及により、チャットGPTも出てきております。そこで、現状の札幌市の広報内容の認知度やどういった媒体を使って情報を見ましたよといったことを調査した上で、今後さらに有益だと思うツール等について検討したいと考えております。

続いて、事業者の取組の情報提供、意見交換です。

こちらは、事業者と市民の相互理解の促進という目的から、事業者目線でもっとPRしたい事業、市で取り組んでほしい事業を調査したいと考えております。

最後がおもてなしの店推進事業です。

本事業は、安全・安心をベースとして、それが地産地消や栄養成分表示、外国語メニュー表記など、他部局の事業も絡めて色々なことを推進できるという面で食まち計画の目的にかなっている事業だと考えておりますが、認知度がなかなか上がっていかないという課題があります。また、広報や登録側のメリットもまだまだ足りていないと考えておりますので、今後、この事業の更なる展開を考えるため、アンケート調査に盛り込みたいと考えております。

この2つと、今準備を進めている予算関係も含めたアクションプラン2023の3本柱に基づいて、令和5年11月の予定ですが、第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の骨子（案）を作成させていただきます。その後、第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を11月から令和6年1月の間に開催させていただきまして、改めてご意見をいただきたいと考えております。

来年度は第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の中で諮問させていただき、6月に答申をしていただくという方向で進めております。

今後の展開としてはこのように考えております。

以上で私からの説明を終了させていただきます。

○曾根会長 それでは、ただいまのご説明について何かご質問等がございましたらご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○片桐委員 今回、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画を第3次でつくられるということで、以前、書面会議のときにも意見をさせていただいたのですけれども、誰もが食の安全の確保の主役となる街、食の安心と魅力あふれる街ということで、関連部局にも様々なことが載っていて、環境保全型農業の推進や先ほどあったような札幌市の地域防災計画、札幌の学校給食リサイクル、食品ロス削減など、多岐にわたる項目が載っているのですが、この会議に参加する中で毎回送られてくる資料が、結構、HACCPに則った食品検査で、食中毒に関することの検査などがとても多く、主に衛生をきちんと管理し、食中毒を出さないというのが安全なまちを示しているのだろうかという疑問に思っていたのです。

この表の誰もが食の安全確保の主役となる街や、食の安心と魅力あふれる街の食のブランド力向上も、食の安全・安心おもてなしの店も、先ほどから色々な資料で見せていただいていると、やはり、衛生管理と食中毒を出さないということにかなり重きが置かれている感じがして、果たして食のブランドというのはそういうものなのだろうかということもずっと思っております。

ですから、関連部局であって、今回、こちらの会議の主力である保健所の部局と、もちろん、策定する主体は変わるのかもしれないとは思っておりますけれども、第3次で安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画として立てられる際には、ぜひ、こちらの関連部局の事

業についても重点を置いたような計画を立てていただき、実施についてきちんと監視を行っていただくというようなことをぜひ入れていただきたいと思います。

まちづくりで市民との連携も進めていくということなので、事業者と保健所における、食中毒を起こさないということだけに主体を置いたような計画にならないように、そちらも念頭に置いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（高田食の安全推進課長） いただいたご意見につきましては、今日の議論の中でも色々な観点からということでご意見をいただいておりますので、ぜひ、次の計画にはそういうような視点が皆さんにも伝わるように反映したいと思います。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 補足です。

現行の第2次の食まち計画の中でも、骨子の中では、環境保全型農業であったり地産地消であったり、いわゆる食品衛生部門、衛生部門だけではないところ、他部局の横断的なものも載せているのですけれども、今日お示しした実施結果が保健所に狭まった実施結果の書きっぷりになってしまったというところがある意味もったいなかったことであり、ご指摘されているところなのかなと思います。

実際には他部局でも行っている事業がございます。今回の実施結果では、それを表の中で総括として書き留めているだけで、文章として特出ししていないところにちょっと見せ方の下手さがあったのではないかと思われましたので、今のご意見を参考にしながらそのようなところも考えてまいりたいと思います。

○曾根会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

○石川委員 先ほどのお話のうちの広報、情報提供に関しての質問です。

今、多媒体で情報発信をされていて、今後の展望として、有益だと考えるツールにシフトしていくというようなお話でしたが、その打った広告が有益かどうかという評価については何かの基準等があるのでしょうか。

○事務局（伊東食の安全担当部長） 厳しいご質問ですけれども、それは、我々の予算要求時に財政部局からもよく言われるものです。普及啓発というものは、やることは分かるのだけれども、それに対してどれだけ市民の行動変容がされたのだろうか、効果があるのだろうかという効果測定が大変難しい分野であることは事実でございます。

一方で、どのような媒体かについてです。

これまでの歴史を振り返りますと、今までは、新聞など、紙媒体でしたが、ホームページになり、ツイッターになり、インスタグラムになり、今はどんどんと色々な広報媒体が出てきておりますので、その広報媒体によって、どのような効果をどうやったら捕捉しやすいのかというのはこれから研究が必要なことのひとつだと思います。

私が今申し上げることが具体的にそうなるかどうかは分かりませんが、例えば、ツイッターですと「いいね」や「フォロワー数」という指標が出てきたりしますので、仮にそういう媒体を使ったときにはそういうもので、ある意味、効果を測ることもできるのかもしれないし、ホームページであれば「閲覧数」があります。ただ、どんどん出てきている

新しい技術、IT技術を含め、媒体に対してどのようなデータを取ると効果として見えてくるのかは今後の研究材料になろうかと思えます。

一方で、それが本当に市民の行動変容につながるのかどうかですが、これは財政部局と議論してもなかなか難しく思っております。しかし、ただ難しいと言うだけではいけませんので、アンケート調査なりなんなりで行動変容を把握していくという努力や工夫について検討してまいりたいと思えます。

○曾根会長 そのほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○曾根会長 時代に応じて色々なものが変わっていきますので、うまく追いつきながら新しい計画をつくっていただけたらと思えます。

ありがとうございました。

### 3. その他

○曾根会長 最後に、その他に移ります。

各委員の方から、今の議題ではなく、その他ということで何かございましたらご発言をいただけたらと思えます。

○千葉委員 私から食中毒についてです。

令和4年度には19件あって、そのうち、アニサキスが18件なのです。全体で見ると95%になるのですが、令和5年度は、今は7月末ですが、ホームページによりますと8件出ていまして、そのうち、4件がアニサキスということなのです。

これほど多いので、私は、他の自治体のホームページなど、アニサキスに対する注意喚起をどのように扱っているのかを見たのですが、大きなところで、厚生労働省や農水などでは立派なチラシがありました。

ああいうものをそのまま利用してもいいのですが、札幌市として、見やすいものをA4判のカラーで作っていただいて、本当は全戸配付してほしいぐらいなのです。それが無理だとすれば、例えば、町内会の回覧板がありますけれども、ああいうものに、一時期、一斉に入れていただきたいと思います。

テレビのニュースなんかは見ている人は見ているけれども、知らない人は通り過ぎていきます。回覧板も同じなのですが、目に留まる頻度がちょっと違うかなと思うので、ぜひともそれをやっていただけたらなと思えます。

○事務局（高田食の安全推進課長） 参考までに申し上げます。

アニサキスにつきましては、大分以前からキッチンメールというコンパクトなパンフレットを作成しておりますが、普段の現場の指導といいますか、啓発には大いに活用しておりますし、イベントで配るといことも既にやっているのですけれども、まだまだ知られていないというところがあります。そこで、今お話ししていただいたような啓発方法もぜひ取り入れたいと思えます。

コロナ禍の間、コロナでいろいろな菌が大分抑えられていた影響もあると思うのですが、それでアニサキスがかなりクローズアップされ、今お話のあったような件数となっていますけれども、やはり、依然としてアニサキスの件数は増えているといえますか、非常に多い数となっておりますので、取組は引き続き行い、普及啓発に努めたいと思います。

○曾根会長 そのほかに委員の皆さんからご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○曾根会長 ないようですので、これをもちまして本日の議事は終了します。

円滑な進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に戻します。

#### 4. 閉 会

○事務局（高田食の安全推進課長） 皆様、大変お疲れさまでした。

本日は、大変活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど議題でもお知らせをさせていただきましたけれども、今年度は次期計画策定に係ります検討などを開始する年度となりますため、特に来年度につきましては例年より開催回数が増える見込みです。今回は、11月頃に開催予定でございます。時期が近くなりましたら日程調整などをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、現職の委員の皆様の任期が本日までとなっております。皆様におかれましては、この2年間、本市の食品衛生関係施策を展開するに当たり、ご審議、ご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

なお、公募委員以外の委員におかれましては、引き続きお力をお借りしたいと思っておりますので、各所属宛てに委員のご推薦についてご依頼させていただきます。既にご回答もいただいているところでございます。引き続きお引き受けいただきます皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。

以 上